＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

定款

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

株式会社ジーネクスト

2026年6月26日　変更

株式会社ジーネクスト定款

第１章　総則

（商号）
第１条　当会社は，株式会社ジーネクストと称し、英文では G-NEXT Inc.と表示する。

（目的）
第２条　当会社は，次の事業を営むことを目的とする。
(1) 経営及び情報システムに関するコンサルテーション
(2) 情報システムに関する企画、設計、開発、構築、保守、運用及び管理
(3) 情報システムに関するソフトウェア及びハードウェア並びにこれらを活用したサービスの研究、企画、開発、製造、制作、輸出入、販売、賃貸、提供、配信、保守、運用及びコンサルティング
(4) ＩＴ(情報技術)を用いたアウトソーシングサービスその他の各種サービス
(5) 情報システムに関する調査、研究及び教育
(6)コンピュータ機器及びその周辺機器・ソフトウェアの仕入れ、開発、販売、設置、保有、保管理及び賃貸ソフトウェアの開発及び販売
(7)労働者派遣事業
(8)広告、宣伝並びに各種販売促進に関する企画、制作及び広告代理業
(9)各種マーケティング業務
(10)古物営業法に基づく古物販売業
(11)電気工事業及び電気通信事業
(12)損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
(13)会社の合併並びに技術、販売、製造等の提携の斡旋
(14)講演会、講習会、セミナー等の企画、運営及び開催
(15)イベントの企画・立案並びに運営
(16)産業財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案件、意匠権、商標権等）の取得、貸与及び管理
(17)有価証券の運用、投資、売買保有
(18)前各号に附帯又は関連する一切の業務

（本店の所在地）
第３条 当会社は，本店を東京都千代田区に置く。

（公告の方法）
第４条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

（機関の設置）
第５条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会

(4) 会計監査人

第２章　株式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は，16,500,000 株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
(2) 会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

（株式取扱規程）
第 11 条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集）
第 12 条　当会社の定時株主総会は，毎年６月にこれを招集し，臨時株主総会は，必要があるときに随時これを招集する。
２　当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

（定時株主総会の基準日）
第 13 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は，毎年３月 31 日とする。

（招集権者及び議長）
第 14 条　株主総会は，取締役社長がこれを招集し，議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは，取締役会においてあらかじめ定めた順序により，他の取締役が株主総会を招集し，議長となる。

（決議方法）
第 15 条　株主総会の決議は，法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き，出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第 309 条第２項に定める決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，出席した当該株主の議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第 16 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２　株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（電子提供措置等）
第 17 条　当会社、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）
第 18 条　当会社の取締役は 10 名以内とする。

（取締役の選任）
第 19 条　取締役は，株主総会において選任する。
２　取締役の選任決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数をもって行う。
３　取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）
第 20 条　取締役の任期は、その選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第 21 条　取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。
２　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名のほか、役付取締役若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役（代表取締役が複数いる場合は取締役会で予め定めた者）がこれを招集し、議長となる。

２　前項で定めた招集権者及び議長に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 23 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができるものとする。

（取締役会の決議方法）

第 24 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

２　当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第 25 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 26 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 27 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、会社法第 423 条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第 28 条　当会社の監査役は５名以内とする。

（監査役の選任）

第 29 条　監査役は、株主総会において選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　当会社は、会社法第 329 条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することがで

きる。
4　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（監査役の任期）
第30条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。但し、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（常勤の監査役）
第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第32条　監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）
第33条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）
第34条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）
第35条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第36条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第 37 条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）
第 38 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（会計監査人の報酬等）
第 39 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て決定する。

第７章　計算

（事業年度）
第 40 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）
第 41 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。
２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）
第 42 条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当の除斥期間）
第 43 条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。なお、未払いの配当金には利息をつけない。

附則
（電子提供措置等に関する経過措置）
１　変更前定款第 17 条（株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第 17 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年９月１日（以下「施行日」という）から効力を生じるものとする。
２　前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 17 条はなお効力を有する。
３．本附則は、施行日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上は当会社の現行定款に相違ない。

東京都千代田区二丁目８番９号
株式会社ジーネクスト
代表取締役　村田　実